

被災建築物応急危険度判定士の皆様へ

応急危険度判定士登録証 の有効期限を廃止します

被災建築物応急危険度判定士の登録証については、これまで有効期限を5年間とし、5年ごとに更新の手続きを行っていただいておりますが、更新に係る判定士の皆様の負担軽減などの観点から、登録証を見直し、**有効期限を廃止することとしました。**

(令和4年1月17日施行)

■ 既に応急危険度判定士登録証をお持ちの方

現在、応急危険度判定士の皆様については、次回更新時に有効期限のない新しい登録証への切り替えを行い、以降は更新不要となります。

なお、登録事項（住所や勤務先、連絡先など）に変更が生じた場合には、これまでと同様、県へ変更届をご提出ください。(県HPからも手続き可能です。)

今後の更新手続きのイメージ

現在の登録証（5年更新）

広島県地震被災建築物 登録番号	
応急危険度判定士登録証	
氏名	建築士
生年月日	資格番号
有効期限	まで有効
写真	真
広島県知事 印	

更新

新登録証（有効期限なし）

広島県地震被災建築物 登録番号	
応急危険度判定士登録証	
氏名	建築士
生年月日	資格番号
血液型	
写真	真
広島県知事 印	

以降は更新不要

(変更届は随時ご提出ください)

お問合せ先

広島県 土木建築局 建築課 構造審査グループ

メール：dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

電話：082-513-4159（直通）

※登録事項の変更手続きは県HPから申請することができます。

(電子申請であれば紙の申請書の提出は不要です)

県HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu04.html>

スマートフォン用2次元バーコード

